

平成20年度耕作放棄地全体調査（耕作放棄地に関する現地調査）の結果について

今般、平成 20 年度に実施した耕作放棄地に関する現地調査の結果をとりまとめましたので、お知らせします。

この結果は、平成 21 年 3 月末迄に市町村から報告されたものを取りまとめたものです。

(1) 趣旨

耕作放棄地の解消には、それぞれの状況に応じたきめ細かな対策が必要であることから、その位置と状況を把握するために現地調査を実施

(2) 主体

市町村・農業委員会

(3) 方法

以下の状況にある土地について、現地調査により位置を把握（市町村毎に地図化）

「緑」 人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより耕作することが可能な土地

「黄」 草刈り・耕起・抜根・整地では耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地

「赤」 森林化・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地（農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合等）

(4) 時期 平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月

(5) 調査結果

(ア) 全国 1,788 市町村(平成 20 年 9 月 1 日現在)のうち 1,785 市町村が現地調査を実施（うち 1,172 市町村（約 3 分の 2）が市町村の区域の全域について実施）し、緑、黄、赤の各区分を地図化。緑又は黄の区分の農地があるのは 1,530 市町村。

(イ) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域）については、これを有する 1,666 市町村のうち 1,665 市町村が現地調査を実施（うち 1,479 市町村（約 9 割）が農用地区域の全域について実施）し、緑、黄、赤の各区分を地図化。緑又は黄の区分の農地があるのは 1,422 市町村。

(ウ) 平成 21 年 3 月末日までに報告のあった 1,777 市町村の「緑」、「黄」、「赤」の各区分の面積の集計結果は、「緑」6.9 万 ha、「黄」5.7 万 ha、「赤（判断未了）」7.8 万 ha、「赤（非農地）」2.7 万 ha で、計 23.1 万 ha。（都道府県別の集計は添付資料のとおり）

注：「赤（非農地）」とは、対象地が農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しない旨判断されたものであり、「赤（判断未了）」とは当該判断が未了のもの
の面積である。

<添付資料>

- ・（別表）都道府県別集計表
- ・（参考 1）本調査の結果に基づく推計
- ・（参考 2）本調査と農林業センサスとの相違
- ・（参考 3）今後の対応

お問い合わせ先

農村振興局農村政策部農村計画課

担当者：富澤、瀧川、吉田

代表：03-3502-8111（内線 5543）

ダイヤルイン：03-6744-2442

大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

担当者：加納（（参考 2）について）

代表：03-3502-8111（内線 3664）

ダイヤルイン：03-3502-8093

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(別表)都道府県別集計表

(単位:ha)

都道府県名	市町村数	緑		黄		緑+黄		赤(判断未了)		赤(判断済み)		緑+黄+赤	
			農用地区域		農用地区域		農用地区域		農用地区域		農用地区域		農用地区域
北海道	173	2,072	1,683	1,486	1,254	3,558	2,937	0	0	3,849	2,582	7,407	5,519
青森	40	1,559	1,279	1,896	1,558	3,455	2,837	2,586	1,331	159	125	6,200	4,293
岩手	35	2,246	1,768	2,031	1,610	4,282	3,374	1,936	1,290	734	479	6,952	5,143
宮城	36	1,106	975	210	137	1,316	1,112	452	263	0	0	1,768	1,375
秋田	25	294	266	68	65	362	331	5	4	91	29	458	364
山形	35	330	302	441	421	771	723	389	267	108	96	1,268	1,086
福島	59	3,677	2,458	1,807	1,157	5,484	3,615	2,928	1,342	469	129	8,881	5,086
茨城	44	5,248	2,434	2,814	822	8,062	3,256	753	81	169	71	8,984	3,408
栃木	31	1,387	628	676	342	2,063	970	288	159	47	4	2,398	1,133
群馬	38	1,798	1,247	1,856	1,316	3,654	2,563	3,389	1,491	423	64	7,466	4,118
埼玉	70	1,412	805	1,143	573	2,555	1,378	642	95	22	0	3,219	1,473
千葉	55	4,352	2,228	3,364	1,484	7,716	3,712	972	173	261	92	8,949	3,977
東京	38	230	77	468	157	698	234	29	0	0	0	727	234
神奈川	33	354	238	474	288	828	526	0	0	0	0	828	526
山梨	28	1,282	912	1,558	1,036	2,840	1,948	1,588	535	2,925	555	7,353	3,038
長野	81	4,280	2,900	4,245	2,822	8,525	5,722	5,759	2,225	867	226	15,151	8,173
静岡	41	1,996	1,609	2,015	1,172	4,011	2,781	766	477	42	8	4,819	3,266
新潟	31	394	226	361	226	755	452	1,829	291	1,258	845	3,842	1,588
富山	15	176	112	96	50	272	162	123	6	156	7	551	175
石川	19	2,033	1,252	580	334	2,613	1,586	4,274	1,767	2	1	6,889	3,354
福井	16	216	167	185	151	401	318	748	276	2	0	1,151	594
岐阜	42	611	389	335	179	946	568	1,426	622	0	0	2,372	1,190
愛知	61	1,884	1,211	1,142	551	3,026	1,762	1,101	95	115	12	4,242	1,869
三重	29	1,700	785	1,019	300	2,719	1,085	43	15	346	25	3,108	1,125
滋賀	26	307	217	226	152	538	373	384	146	386	173	1,308	692
京都	26	344	293	164	149	513	445	491	444	0	0	1,004	889
大阪	43	389	161	0	0	389	161	624	437	0	0	1,013	598
兵庫	41	525	426	429	395	961	826	698	395	3	0	1,662	1,221
奈良	39	898	453	458	111	1,358	568	597	172	55	18	2,010	758
和歌山	30	714	453	478	300	1,189	758	9	4	690	442	1,888	1,204
鳥取	19	707	531	272	230	979	761	93	65	22	18	1,094	844
島根	21	694	440	637	364	1,331	804	1,218	780	2,915	514	5,464	2,098
岡山	27	3,064	1,730	971	501	4,035	2,231	5,042	1,684	1,502	834	10,579	4,749
広島	23	1,006	477	1,719	193	2,725	670	785	405	570	280	4,080	1,355
山口	20	1,866	1,141	1,628	839	3,494	1,980	1,297	635	1,285	752	6,076	3,367
徳島	24	704	514	492	320	1,196	834	1,708	676	0	0	2,904	1,510
香川	17	635	406	946	786	1,581	1,192	3,714	2,850	1	0	5,296	4,042
愛媛	20	1,744	576	3,035	1,744	4,779	2,320	5,388	2,358	276	3	10,443	4,681
高知	34	363	307	281	199	644	506	186	41	548	163	1,378	710
福岡	66	1,475	738	1,235	868	2,710	1,606	1,585	655	114	47	4,409	2,308
佐賀	20	443	351	2,653	1,902	3,096	2,253	635	571	161	102	3,892	2,926
長崎	23	3,320	2,206	2,514	1,441	5,834	3,647	5,042	2,588	1,471	98	12,347	6,333
熊本	48	1,489	784	1,462	655	2,951	1,439	2,187	625	0	0	5,138	2,064
大分	18	1,043	733	897	588	1,940	1,321	5,079	2,249	246	80	7,265	3,650
宮崎	30	712	528	941	681	1,653	1,209	1,013	372	241	34	2,907	1,615
鹿児島	46	5,178	2,575	4,113	2,121	9,291	4,696	7,295	1,074	3,834	630	20,420	6,400
沖縄	41	971	842	1,266	1,087	2,237	1,929	713	396	524	147	3,474	2,472
全国	1,777	69,228	42,833	57,087	33,631	126,336	76,481	77,809	32,427	26,889	9,685	231,034	118,593

注1:平成21年3月末迄に報告のあった1,777市町村の各区分の面積を集計したものであり、調査範囲が一部の区域に留まる市町村の報告も単純に集計している。

注2:四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

(参考1) 本調査の結果に基づく推計

調査範囲が一部の区域に留まる市町村や未報告の市町村があるため、市町村の区域の全域又は農用地区域の全域について現地調査を実施した市町村の調査結果報告を基に、「緑」、「黄」、「赤」の区分別に全国面積を推計すると以下のとおり。

【全国推計値】

(単位：万ha)

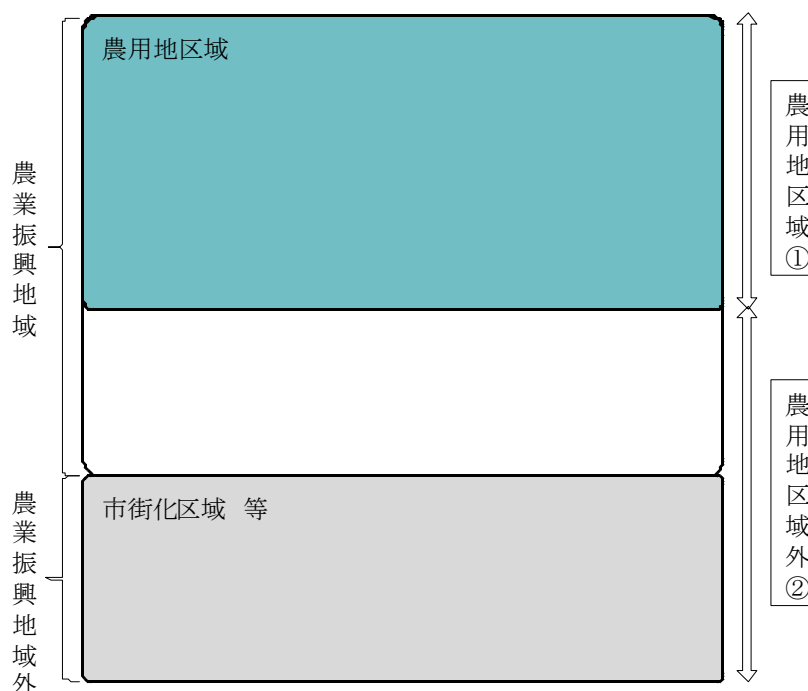
	緑	黄	小計	赤 (判断未了)	赤 (非農地)	合計
農用地区域①	4.7	3.6	8.3	3.4	1.1	12.8
農用地区域外②	3.5	3.1	6.6	6.4	2.6	15.6
全体計③	8.2	6.7	14.9	9.8	3.7	28.4

(推計方法)

- ①＝農用地区域の全域を調査した 1,479 市町村の緑・黄・赤面積
 × (農用地区域を有する 1,666 市町村の農林業センサス耕作放棄地面積 / 上記 1,479 市町村の農林業センサス耕作放棄地面積)
- ③＝市町村の区域の全域を調査した 1,172 市町村の緑・黄・赤面積
 × (全国の農林業センサス耕作放棄地面積 / 上記 1,172 市町村の農林業センサス耕作放棄地面積)
- ②＝③－①

農用地区域 ①: 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域

農用地区域外②: 上記以外



(参考2) 本調査と農林業センサスとの相違

(1) 本調査

本調査は、「緑」、「黄」、「赤」の各区分の状況にある土地について、現地調査により位置を把握するものであり、実際の土地の状況からみて、現状では耕作できないが、草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備等の手当てを行うことで耕作が可能となるか否か等、今後の農地としての利用の可能性に着目した調査である。

したがって、現地調査の時に作付けされていなくても、一定程度の管理が行われ、上述の手当てを行うことなく耕作が可能なものは、「緑」や「黄」には区分されない。

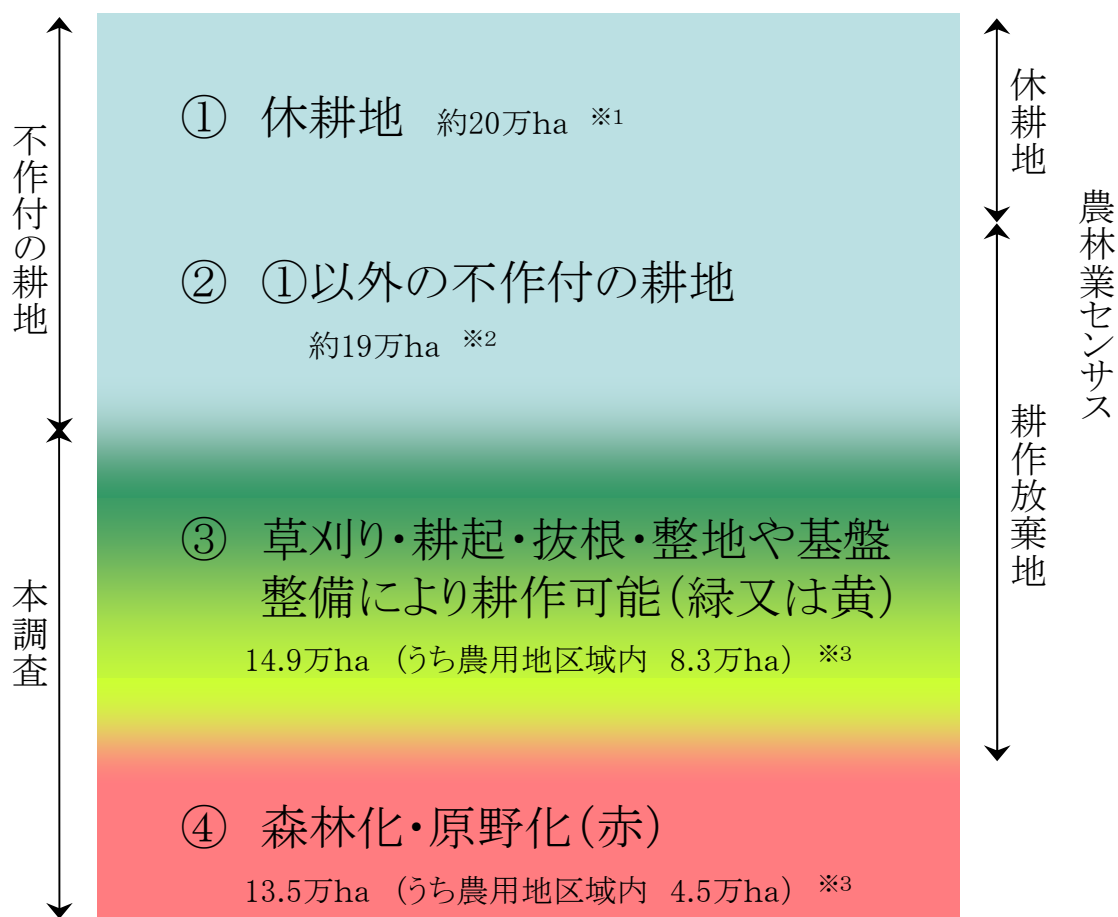
(2) 農林業センサス

一方、農林業センサスでは、耕作放棄地を「以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を作付けしていない土地のうち、この数年の間に再び作付けする考えのない土地」と定義し、農家等の調査客体が調査票に自ら記帳する方法で実施している。(2005年農林業センサスにおける耕作放棄地面積：38.6万ha)

このため、土地の状況の如何に関わらず、農家に耕作の意思がない土地は耕作放棄地としてカウントされる。このように、本調査と農林業センサスとは、調査の方法、定義が異なっている。(双方の関係については別紙を参照)

本調査と農林業センサスとの定義の違い

1. 本調査は、「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより耕作することが可能な土地(緑)」、「草刈り・耕起・抜根・整地では耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地(黄)」、「森林化・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地(赤)」を市町村及び農業委員会の現地調査によって③(緑・黄)及び④(赤)に分類している。
2. 他方、農林業センサスの耕作放棄地は「以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を作付けしていない土地のうち、この数年の間に再び作付けする考えのない土地」(原野化しているものは含めない。)との定義の下に農家等により自計申告されたものであることから、農林業センサスでは、本調査で把握された③のほかに、②や④の一部が耕作放棄地に含まれているものと考えられる。



※1. ①は、農林業センサスで把握している休耕地である。

※2. ②は、農林業センサスで把握している耕作放棄地のうち、何らかの管理はなされており、耕作可能な状態ではあるものの管理水準が低いものと考えられる。

※3. ③及び④の数値は、本調査の結果に基づく推計(参考1参照)である。

(参考3) 今後の対応

(1) 耕作放棄地を再生し、継続して利用していくためのポイントは、

- ① 引き受け手をどうするか
 - ② 土地条件はどうか（荒廃の程度により、草木の除去、抜根、深耕、土壌改良等）、
 - ③ 作物をどうするか（作物選定、販路確保）
- があり、これらは独立したものではなく相互に関連しているため、それぞれを組み合わせ合わせた総合的な取組が必要

(2) このため、

- ① 農地の権利を有する者の責務の明確化、耕作放棄地対策の強化、農地を利用する者の確保・拡大等を内容とする農地制度の見直し（農地法等の改正案を今国会に提出中）
- ② 貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに付帯する用排水施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」を平成21年度予算において創設
- ③ 水田農業ビジョン等の産地戦略や農業者の営農計画の検討と、その実現を支援する「水田等有効活用促進交付金」等の関連施策の組み合わせにより、耕作放棄地の有効利用を推進